



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年8月4日金曜日 第2897号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

- 農用地利用配分計画の認可申請……………（農政課農地・担い手対策室）… 586
- 道路の区域変更（県道佐田岬三崎線）……………（南予地方局八幡浜土木事務所）… 586
- 道路の供用開始（ “ ” ）……………（ “ ” ）… 586
- 道路の区域変更（県道小田河辺大洲線）……………（南予地方局大洲土木事務所）… 587
- 落札者等の告示……………（警察本部会計課）… 587

### 公安委員会規則

- 愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則……………（警察本部交通規制課）… 587

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第915号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。

当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農政企画局農政課農地・担い手対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成29年8月4日

愛媛県知事 中村時広

### 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積（㎡）
農事組合法人 八反地営農組合	愛媛県松山市八反地 甲228番地1	愛媛県松山市八反地 甲137番1ほか19筆	12,674
横 林 徳 幸	愛媛県松山市小山田 甲642番地	愛媛県松山市猿川原 甲162番1ほか3筆	7,327

### 2 申請年月日

平成29年7月20日

### ○愛媛県告示第916号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年8月4日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
県 道	佐田岬三崎線	西字和郡伊方町三崎1700番11地先	旧	メートル 12.60～25.60	キロメートル 0.035	
			新	12.60～13.40	0.035	

### ○愛媛県告示第917号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年8月4日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	佐田岬三崎線	西字和郡伊方町三崎1700番11地先	平成29年8月4日

○愛媛県告示第918号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 8 月 4 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂1366番4から同町山鳥坂886番3まで 及 び 大洲市肱川町山鳥坂1366番1から同町山鳥坂886番3まで	旧	メートル 3.9～ 59.2 10.2～ 35.3	キロメートル 2.055 0.223	
			新	3.9～ 59.2 8.5～100.7	2.055 2.418	

○愛媛県告示第919号

次のとおり落札者を決定した。

平成29年 8 月 4 日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
放置駐車違反管理システムの借入れ	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成29年 6 月30日	日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋一丁目3番1号	1,252,076円 (月額)	一般競争入札	平成29年 5 月19日

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第6号

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年 8 月 4 日

愛媛県公安委員会委員長 増 田 吉 利

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則

愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（道路の使用の許可）</p> <p><b>第19条</b> 法第77条第1項第4号の規定により、公安委員会が警察署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次の各号に掲げるものとする。ただし、公職選挙法に基づく選挙運動又は選挙における政治活動として行われるものを除く。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) 道路においてロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる実証実験をすること。</p>	<p>（道路の使用の許可）</p> <p><b>第19条</b> 法第77条第1項第4号の規定により、公安委員会が警察署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次の各号に掲げるものとする。ただし、公職選挙法に基づく選挙運動又は選挙における政治活動として行われるものを除く。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) 道路においてロボットの移動を伴う実証実験又は人の移動の用に供するロボットの実証実験</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>をすること。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。